

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	予防接種に関する事務 基礎項目評価書 【令和8年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

真狩村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

真狩村長

## 公表日

令和7年8月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種(VRS)連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第8号の表 14の項</p> <p>番号法別表の主務令で定める事務を定める命令 第10条</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を含むもの</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,27,28,29,153の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄が「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を含むもの</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,26,153,154,160の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求件数	なし

請求先	企画情報課 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 0136-45-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画情報課 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 0136-45-2121
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[    ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー取得など特定個人情報を取扱う業務において人手が介在する場合は、複数人の確認、書類やUSBメモリの管理は施錠可能な書棚への保管を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</div> [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	<p>真狩村情報セキュリティポリシー、真狩村住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム管理運営規程に則り、漏えい、滅失、毀損を防ぐための安全管理措置を講じている。  特定個人情報を含む書類、USBメモリの管理は施錠可能な書棚への保管を徹底し、USBメモリの使用は許可を得た場合のみ可能としている。  これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	(追加様式)	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目1対家人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2015/3/31	2019/6/21	事後	計数時点見直しによるもの
令和3年5月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li> <li>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</li> </ul> </li> <li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li> <li>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</li> </ul> </li> <li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul> </li> </ul>	事後	システムの導入によるもの
令和3年5月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー	団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム	事後	システムの導入によるもの
令和3年5月6日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	システムの導入によるもの
令和3年5月6日	IIしきい値判断項目2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	計数時点見直しによるもの
令和3年5月6日	IIしきい値判断項目1対家人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2019/6/21	2021/5/6	事後	計数時点見直しによるもの
令和3年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li> <li>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</li> </ul> </li> <li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li> <li>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</li> </ul> </li> <li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> </li> </ul>	事後	事務の追加によるもの
令和3年8月24日	IIしきい値判断項目1対家人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2021/5/6	2021/8/24	事後	計数時点見直しによるもの
令和4年5月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム	団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16-2項 【情報照会】16-2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16-2,16-3項 【情報照会】16-2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	事後	
令和4年5月31日	IIしきい値判断項目1対家人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2021/8/24	2022/4/30	事後	計数時点見直しによるもの
令和7年8月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム	団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種(VRS)連携システム	事後	システムの導入によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令省の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第8号の表 14の項 番号法別表の主務令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令省の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16-2,16-3項 【情報照会】16-2,17,18,19項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄が「市町村長」に係る項のうち、第2欄に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を含むもの ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,27,28,29,153の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄が「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「予防接種法」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を含むもの 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25,26,153,154,160の項	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 0136-45-2121	企画情報課 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 0136-45-2121	事後	
令和7年8月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	総務企画課 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 0136-45-2121	企画情報課 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 0136-45-2121	事後	
令和7年8月29日	II じきい値判断項目1対象人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2022/4/30	2025/8/29	事後	計数時点見直しによるもの
令和7年8月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	※項目なし	「十分である」	事後	様式の変更によるもの
令和7年8月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目なし	「十分である」	事後	様式の変更によるもの
令和8年3月19日	評価書名	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書 【令和8年3月31日終了】	事前	事業終了による